

大谷川さんの年休裁判 第2回口頭弁論開催！！

3月28日、大阪地方裁判所第809号法廷において、大阪第二運輸所の大谷川さんが、年休の失効・時季変更権の濫用に対する損害賠償請求を会社に対して起こした訴訟の第2回口頭弁論が開催されました。

今回の裁判では、次回裁判までの会社準備書面についてと、次回裁判の期日についての確認がされました。

傍聴席は、東京の年休裁判の原告である木下書記長、名古屋地本小屋敷副委員長、関西地本の組合員と関西在住の郵政の仲間と埋め尽くされました。



次回、大谷川さん年休裁判
5月30日15時～大阪地方裁判所第809号法廷です。